

**+** 貨物概要

厚紙アート紙（縦 75 cm、横 50 cm）に印刷された線画（特定の情景の下絵）1 枚と水性フェルトペン 12 色（各 1 本）を、小売用として厚紙製の容器に収納したもの。

**+** 分類

関税率表第 4911.91 号（統計番号 4911.91-090）のその他の印刷物（印刷した絵画）

**+** 分類理由

線画とフェルトペンという分類の異なる物品が、ぬり絵をする目的で小売用に包装されたものであることから、関税率表の解釈に関する通則 3 に規定する「小売用のセットにした物品」と認められます。本品に重要な特性を与えている構成要素は、特定の情景の下絵となる線画と認められますので、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）